

国境を越える原子力損害に関する賠償責任

東京大学助教授
道垣内正人

どうがうち・まさと

一 はじめに

世界の原子力発電所は、一九九二年六月末現在、二八カ国で四一九基（三億四二五五万キロワット）が運転中であり、東アジア地域では、既に運転している日本（四二基）、韓国（九基）、台湾（六基）に加え、中国が建設中であり、タイやインドネシアで計画中である⁽¹⁾。

原子力発電については、いったん事故が起これば広い範囲に深刻な損害をもたらすことが懸念され、事故に備えた法律整備の議論と背中合わせにその開発実施が進められてきた。特に、国境を接するヨーロッパでは、当初から国境を越えた損害の賠償問題が念頭に置かれていた。そして、一九八六年四月二六日に発生したチェルノブイル（Chernobyl）原子力発電所事故を契機として、国境を越える原子力損害に対する法的対応について

改めて関心が高まっている⁽²⁾。上記の通り、日本周辺においても多くの原子力発電所が稼働しており、偏西風地帯に位置し、黄砂や台風といった気象現象を考えれば、国境を越える原子力損害の問題は、日本としても検討しておく必要があることとは否定できまい⁽³⁾。

以下では、まず、原子力損害賠償法制についての若干の歴史を振り返った上で、チェルノブイル事故以降の動向を概観する。そして、最後に、日本における現状と問題点について検討することとした。

二 若干の歴史

1 アメリカの立法とその影響

原子力の平和利用に対する国家の対応としては、一方では、事故が起こらないような体制を原

子力事業者に強制しつつ、万一の事故の場合の被害者保護を図るとともに、他方で、原子力事業をビジネスとして成り立つようにするというふたつの目的を追求することになる。そのため、事故防止のための行政的監督、事故発生の場合の刑事制裁、事業振興のための税法上の特典等の付与などの政策が組み合わされる。そして、民法法のレベルでの原子力損害賠償についての特別法も、上記の目的達成の一環として捉えることができる。

一般に、原子力損害賠償に関する特別法の目的は、被害者保護と原子力事業の健全な発展とされ⁽⁴⁾、その目的の達成のため、①原子力事業者の無過失責任、②その免責事由の厳格な制限、③原子力事業者への責任集中⁽⁵⁾、④賠償責任限度額の設定、⑤賠償措置（責任保険など）の強制⁽⁶⁾、⑥国家による補完的補償、以上のような仕組みが構築されている。このうち、①②⑤⑥は主として被害者保護のためであり、③④は主とし

て事業の振興のためである。

この分野での最初の立法は、アメリカの一九五七年のプライス・アンダーソン法であり(7)、上記の①から⑥をその内容とするものである(8)。そして、原子力関連技術の分野で先行していたアメリカは、自国の原子力産業保護のため、輸出先の国においても、上記のような内容を持つ特別法の制定を直接・間接に要求した。特に、原子力事業者への責任集中は、原子力施設の輸出メーカーにとっては最大の関心事項であった(9)。

上記の目的達成のための自然の帰結という面もあるものの、実質的には右のアメリカからの要求によって、各国の原子力損害賠償に関する特別法は極めて類似した内容を有するものになっている。たとえば、わが国では、一九五六年の日米原子力協定の細目協定の締結及び一九五八年の日英原子力協定の締結に際して、濃縮ウラン及び原子炉の供給者の賠償責任免除が条件とされたこと等をきっかけとして、一九六一年、原子力損害の賠償に関する法律(以下、原賠法という)及び原子力損害賠償補償契約に関する法律が制定された。これは、上記の①②③④⑤⑥(⑥については国家の義務とはしていない)を採用しているものの、④は採用せず、無限責任となっている(10)。その他の国の国内法や次に述べる条約の構造も基本的には同じである(11)。

2 条約体制

ヨーロッパ諸国は、その地理的環境から、それぞれの国内法の検討と並行して、ヨーロッパ原子力共同体(EURATOM)やヨーロッパ経済協力機構・ヨーロッパ原子力機関(OEEC/ENEA)(12)を設立して、原子力損害賠償に関する私法統一条約作成作業を進め、一九六〇年七月、「原子力の分野における第三者に対する責任に関する条約」(以下、パリ条約という)を採択した(一九六八年発効)(13)。これは、上記の①②③④⑤についての実

質法の統一に加え、条約がカバーしていない問題についての準拠法、裁判管轄権及び外国判決の承認・執行といった国際私法規定を置くものである。これにより、先に国内法を制定していた英国、ドイツなどはこの条約に合わせて改正を行い、また、フランス、イタリアなどはこの条約に沿った国内法を制定した。その後、一九六三年には、パリ条約で定める民事責任を補足するため各国で基金を作り、それによって被害者救済を図るための条約(ブラッセル補足条約といわれる)が締結された(一九七四年発効)(14)。さらにその後、次に述べるウィーン条約との調和を図るため、一九六四年にパリ条約及びブラッセル補足条約の改正条約が作られ(一九六八年発効)、一九八二年には、両条約の計算単位をSDRに変更する議定書が作成されている(一九八八年発効)。

上記のパリ条約体制はOECD加盟国のためのものであるため、国連の下部機関である国際原子力機関(IAEA)において世界をカバーするパリ条約に類似した条約として、一九六三年に「原子力損害の賠償に関する民事責任に関する条約」(以下、ウィーン条約という)が作成された(一九七七年発効)(15)。

以上のような条約レジームは、締約国が限られ(特に、北米諸国、極東諸国、東欧諸国が入っていないため、世界の原子力施設の三分の一しかカバーされていない)、また、ウィーン条約については賠償水準が低すぎる(一事故あたり五〇〇万ドル以上であればよい)などの問題がかねてから指摘されていた。

三 チェルノブイル事故以後の動き(16)

1 ジョイント・プロトコル

原子力責任の分野でのチェルノブイル事故後の対応として、条約レベルで最初のものは(17)、一九八八年九月、OECD/NEAとIAEAとの共催の外交会議で署名された「ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書」である(一九八八年ジョイント・プロトコル)。これは、ウィーン条約及びパリ条約の条約の一方の締約国は、他方の条約の締約国に対し、条約上の利益を与える

こととするものであり(ただし、原子力事業者の責任の有無及び賠償額は当該施設の所在地国が締結している条約による)、またこれにより、運送中の事故などの場合の条約の抵触問題も解決されることになる⁽¹⁸⁾。この議定書は、一九九二年四月二十七日に発効したが、締約国一〇ヵ国のうち、原子力施設保有国は三ヵ国のみであり⁽¹⁹⁾、状況の改善に成功したとはいまだ言い難いのが実状である。

2 ウィーン条約の改正作業

IAEAは、OECD/NEAの協力のもと、ウィーン条約の再検討も開始している。一九八九年二月、ウィーン条約の問題点を検討するワーキング・グループが設置され、二回のWG会合を経て、一九九〇年二月の理事会で条約改正に向けて原子力損害賠償に関する常任委員会での審議の開始が決定された。そして、その後、審議が続けられ、一九九二年一〇月には、第六回常任委員会合が開催されている。

議論されているのは、以下のような諸点である。すなわち、①損害発生地の如何を問わず原則としては条約を適用することとし(非締約国の被害者も裁判管轄を有する締約国で提訴して賠償を得ることができる)、非締約国(又は条約と同等の損害賠償制度を有しない非締約国とする案もある)を除くという留保等を認めるか否か、②異常に巨大な天災地変を免責事由から削除するか否か、③損害

拡大・予防措置費用、環境損害など損害として認めるか否か、④消滅時効期間を人身損害については長期(たとえば三〇年)とするか否か、⑤被害者から保険提供者に対する直接請求を認めるか否か、⑥損害の総額が責任限度額を超えるような場合に、限度額の一定割合(たとえば三分の二)を死亡その他の身体障害に充てることとするか否か、⑦国際的な請求処理機関による処理をオプションとして選択できるようにするか否か、⑧民事責任に加え、国際法上の国家の国際責任(International liability)を導入するか否か、⑨賠償に充てる資力を強化するために、新たに基金条約を作成し、すべての締約国政府及び原子力事業者が事故の場合には資金を拠出する仕組みをウィーン条約による賠償制度に上乘せするか否か、などである。

この改正作業の今後の見通しは定かでないが⁽²¹⁾、おそらく、ウィーン条約の改正が決着すれば、パリ条約の改正議論も始まるものと思われる。

四 日本の場合

三で概観したように、チェルノブイル事故後、国際的にはウィーン条約とパリ条約とのジョイント・プロトコルによる結びつけがなされ、さらに、ウィーン条約自体の改正作業が進行してい

る。これに対して、日本は、それらの議論の場には参加しているものの、いずれの条約体制にもそもそも参加していない。そのため、当面は、国境を越える原子力損害が生じた場合の民事責任の問題は、通常の不法行為事件と同じく、国際私法ルールによる処理に委ねられることになる。しかし、後述するように、そのような処理では到底合理的な解決を導き出すことはできないように思われる。

以下、一九八八年の原子力損害賠償制度専門部会報告書を出発点として若干の検討を試みる。

1 一九八八年の原子力損害賠償制度専門部会報告書

一九八八年一二月、原子力委員会の下に設置された原子力損害賠償制度専門部会(部会長は谷川久成(大阪大学教授)は、「原子力損害の賠償に関する法律」について、賠償措置額の引上げ⁽²²⁾、並びに、政府補償契約に関する規定(二〇条一項)及び賠償措置を越える原子力損害発生時の国の援助に関する規定(二六条一項)の適用期間の一〇年の延長(二〇条の改正)などが適当である旨の報告書を作成した⁽²³⁾。そして、その中で、国境を越える原子力損害についての検討結果として、次のようにまとめている。第一に、既存のパリ条約又はウィーン条約の締約国となることは、条約の内容とわが国の国内法との整合性に問題があるこ

と、近隣諸国が締約国となっていないことなどから、現時点では否定的であること、第二に、したがって、現時点では国際私法の原則による解決と、場合によっては政府間交渉や事後立法を含めた被害者救済策とで対処することが適当であること、第三に、当面は上記の方向で対応するが、国際的動向を注視しつつ、越境損害の問題への国際法及び国内法の対応を含めた今後のわが国の対応のあり方について調査検討を行うことが適当であること、以上である。

上記の第一の条約加盟問題のうち、近隣諸国が締約国ではないという点は、必要があればむしろわが国が率先して条約加盟を促進すべきであってそれだけでは決め手にはならないと思われるが、確かに、国内法との整合性については問題がありそうである。具体的に最も重要な点は、パリ条約もウィーン条約も有限責任制度を前提として作成されているため、責任範囲を完全にカバーする賠償措置を要求し(パリ条約一〇条a)、また責任範囲と賠償措置との間に差があるときは国の補償措置義務を課している点である(ウィーン条約七条一項)。わが国は無限責任制度を採用していることから、その無限の責任範囲をカバーする賠償措置は不可能ないし非現実的であり、賠償措置は一定額までとされ(七条)、また、国の措置も義務的なものではない(二六条)。もちろん、これは、理屈からいえば条約の規定の仕方の方にも問

題があり、条約としては賠償措置額について一定額以上とすることを定め、少なくともその額までは責任を負うべきことを定めるという形で有限責任制度の採用を認めれば足りるはずである。このように、この点は、条約の意図に反することなく日本など無限責任制度を採用している国にとつて障害とならない形にすることは可能であると考えられるので、今後のウィーン条約の改正議論の中で、無限責任制度採用国からも受入れ可能な条約にする努力をすべきであろう。

次に、第二点、すなわち、国際私法等による解決についてであるが、上記の報告書では、正確には次のように記されている。①「我が国で原子力事故が発生し、これにより外国で原子力損害が生じた場合の賠償問題については、国際私法の原則により日本法が準拠法となる場合には、我が国の原賠法が適用され、これにより解決が図られることとなる。」②「外国で原子力事故が発生し、これにより我が国で原子力損害が発生した場合にも、私法上の賠償責任の追求は国際私法の原則により定まる準拠法に基づき行われることになる。」その際、我が国における被害や相手国の状況等を考慮しつつ適当であると判断される場合には、賠償問題が迅速に処理され、被害者が救済されるよう政府間で相手国政府に働きかけることが考えられる。また、いずれにせよこのような場合には、国

内救済対策さらに必要な場合には事後立法により解決が図られるべきであると考えられる。」

このうち、②の第二文(「その際」以下)は、被害者救済の観点からの現実的な対応であり、おそらく①の場合やあるいは条約体制に入ったとしても、緊急措置としては不可欠な対応であるといえよう。

しかし、①及び②の第一文における国際私法による解決の部分は、確かにその通りではあるものの、いくつかの肝心な点が明らかにされていない。すなわち、第一に、どの国で損害賠償請求を提起するのかという国際裁判管轄の問題、第二に、準拠法の問題(①の場合に常に日本法が準拠法となるのか、②の場合に準拠法はどうなるのか)、第三に、原子力事業者の所在地国以外にも裁判管轄が認められる場合、そこでの判決は事業者の所在地国で執行できるのかという外国判決執行の問題について明らかにされていない。報告書では、これらの点は「今後の我が国のあり方についてさらに調査検討を行うことが適当である」ということとなるのであろうが、以下、若干この点を検討してみたい。

2 東アジア各国の国際私法による解決とその問題点

東アジア地域で原子力発電所を多く有する日本、韓国、台湾の三ヶ国を取り上げ、そのいずれ

かで事故が発生し、他の国でも損害が生じた場合に、それぞれ国際私法によってどのような解決がなされるかを概観してみよう⁽²⁴⁾。これらの国は、いずれもパリ条約にもウィーン条約にも加盟していないが、実質法の面では、韓国は日本の原賠法類似の法律を有し(無限責任)、台湾はウィーン条約の内容に類似した法律を有しており(有限責任)、無限責任か有限責任かという違いを除けば、三ヶ国の原子力損害賠償法制はほぼ一致している。また、国際私法についても、この三ヶ国の国際私法による処理はほとんど同じである。にもかかわらず、後述のような不合理な結果が生ずることがここでの問題である。

まず、国際裁判管轄については、各国とも、不法行為事件の場合には、加害行為地に加え、損害発生地の管轄も肯定している⁽²⁵⁾。そのため、国境を越えて損害の及ぶ原子力事故の場合には、各被害発生地国でそれぞれ訴訟が提起されることになる。その結果、各国でそれぞれの抵触法(日本では法例)により準拠法が定められる。この点についても各国は一致して、損害発生地法を適用するとされている⁽²⁶⁾。つまり、外国の事故によって損害が発生した国での裁判では、自国の法律が適用されるわけである。しかし、適用される法律の中には原子力損害賠償に関する特別法は含まれない。というのは、それぞれ国の原賠法は、賠償措置の義務づけ等と関連させて規定しているた

め、その適用対象となる原子力事業者を自国が許可を与える事業者に限定しているからである⁽²⁷⁾。そのため、事故を起こした施設の所在地国以外では、原子力事故に備えて立法された特別法ではなく、一般の不法行為法が適用される。しかし、このようなことは、被害者の保護の観点から不都合であるばかりではなく、自国法上の責任発生の可能性を前提に企業活動を行っていると思われる各国の事業者にとって、予想外のことでないかと思われる。というのは、一般の不法行為法によるということは、過失の立証が必要となるという点で被害者に困難を強いる一方、原子力事業への責任集中はされないため、原子力事業者以外の関係者も賠償責任を負わされ、また、自国法上は有限責任とされている台湾の原子力事業者であっても無限責任を負わされることになるからである。

そして、このような不合理な法律の適用に鑑みると、損害発生国で下された判決の施設所在地国での執行が円滑に行われるとは想像しにくい。特に、有限責任制度を採用する国で、無限責任を規定する一般不法行為法を適用して下された巨額の賠償命令をそのまま執行するとは考えにくいといわざるを得ない。

以上のように、通常の国際私法ルールによる処理は、原子力損害賠償の分野では現実的とは言えない。そこで、パリ条約及びウィーン条約に眼を転じてみると、そこには、原子力損害賠償という

実質法の統一条約の部分とともに、次のような国際私法についての統一条約の部分があり、それによれば、右のような不合理な結果は生じないようになっている。すなわち、これらの条約によると、事故発生地国のみを裁判管轄を認め⁽²⁸⁾、ここでの裁判では重要な部分⁽²⁹⁾は条約で定められた実質規定を適用する仕組みになっているのである(判決の国外の執行が必要となることはあまりないと思われるが、相互執行を規定している)。このような処理の方が合理的かつ現実的で、結局は被害者保護になるのではあるまいか⁽³⁰⁾。

五 おわりに

本稿で簡単にみた通り、国境を越える原子力損害についてのヨーロッパ諸国を中心とする法的対応の整備・改善の努力に比べ、わが国ではいまだ自分の問題として議論する状況にはなっていないようである。国際私法による解決が上記の通り不合理な結果をもたらすおそれがあるとすれば、国交の問題、賠償水準の違いなど困難な障害はあるものの、東アジア地域においても、国際的なレジームを構築してゆく必要があるように思われる。

最後に、国際環境問題に対する民事法的対応の限界について付言しておきたい。不法行為法による対応は、事故を起こして損害を与えればその賠償をしなければならないということであり、これ

を逆にいえば、損害の賠償をするのであれば事故を起こしてもよいということになりかねない。特に、原子力損害を念頭におくと、公法規制による事故の予防に優る対応はないというべきである。

* 本稿は、財団法人鹿島学術振興財団からの研究助成に基づく研究成果の一つである。

(1) 日本原子力産業会議・世界の原子力発電開発の動向(一九九二年次中間報告)参照。

(2) 事故後の各国での法的対応については、P. SANDS ed, CHERNOBYL, LAW AND COMMUNICATION 26-28 (1988) 参照。いくつかの国では、「民事訴訟も提起されたようであるが、裁判管轄の点で訴えが却下されているようである。また、国家としてソ連に対する請求権を留保している国もある。

(3) なお、本稿でとり上げる賠償責任の問題のほか、チェルノブイル事故の際、ソ連からの各国への通報が遅れたことに鑑み、IAEAは、「原子力事故の早期通報に関する条約」(25 ILM 1370) (一九八六年、同年発効、締約国三五)及び「原子力事故又は放射能緊急事態の場合の援助に関する条約」(25 ILM 1377) (一九八六年、翌年発効、締約国三〇)を速やかに作成している。また、放射能に汚染された農産物の国際取引規制についての基準についてのFAOやEECなどの動きについてはEmmerson, Intervention for the Protection of the Public Following a Nuclear Accident, 30 IAEA Bull. (No. 3) 12 (1988) 参照。

(4) 日本の原子力損害賠償に関する法律一条のほか、アメリカ、ドイツ、韓国などの国内法、パリ条約の前文などに明記されている。

- (6) 原子力事業者の賠償責任能力確保のためである。
- (7) Price-Anderson Act (42 U. S. C. 2210).
- (8) 責任限度額は、原則として、五億六〇〇〇万ドル又は賠償措置義務額のいずれか大きい方までとされ、当初は、保険市場が引受け可能であった原子力事業者のリスクは、一事故あたり六〇〇〇万ドルであったので、政府がそれを超える部分につき五億ドルの補償契約に依っていた。しかし、その後、一九七六年改正により、民間保険を超える部分について、各事業者による事後的拠出による相互補償制度が導入され、その後の民間保険市場の引受額及び事後の拠出金の増額により、現在では、一事故あたり七十八億ドル(民間保険二億ドル+事後的拠出金一基あたり六六一五万ドル×一一五基)の賠償資金が用意され、⑥の政府の関与はなくなっている。
- (9) 下山俊次・未来社会と法(原子力)五六一頁(一九七六)参照。
- (10) 立法前後の議論として、シヤリー九〇号九頁(一九五九)以下の特集「原子力災害補償」及び同三三六号六頁(一九六一)以下の特集「原子力損害補償」参照。また、最近の研究として、能見善久「大規模被害における国の役割——原子力損害の場合を中心として——」民事研修三八九号一〇頁(一九八九)がある。なお、科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度(改訂版)」(一九九一)参照。
- (11) 星野英一「原子力損害賠償に関する二つの条約案——日本法と関連をめぐって——」法学協会雑誌七九巻一号三八頁、三九二頁(一九六二)では、この分野に関する最も詳細かつ精緻な分析がなされている。
- (12) その後、OECEは日本の加盟を契機に経済開発協力機構(OECD)に改組され、現在ではOECD/MEAとなっている。
- (13) 956 UNTS 251. 加盟国は、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国、ギリシャ、ポルトガル、トルコの一四カ国。
- (14) 1041 UNTS 358. 加盟国は、パリ条約の加盟国からギリシャ、ポルトガル、トルコを除く一一カ国。

(15) 1063 UNTS 265. 加盟国は、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国、ギリシャ、ポルトガル、トルコの一四カ国。

(16) Pelzer, Current Problems of Nuclear Liability Law in the Post-Chernobyl Period: A German Viewpoint, 38 Nuclear Law Bull. 66 (1987); Pelzer, The Impact of the Chernobyl Accident on International Nuclear Energy Law, 25 Archiv des Völkerrechts 294 (1987); P. SANDS ed, CHERNOBYL: LAW AND COMMUNICATION (1988); P. CAMERON, L. HAN-CHER and W. KUHN eds, NUCLEAR ENERGY LAW AFTER CHERNOBYL (1988); Boulantkov and Brands, Nuclear Liability: Status and Prospects, 30 IAEA Bull. (No. 4) 5 (1988); T. GADKOWSKI, LIABILITY OF STATE FOR NUCLEAR DAMAGE (1988) などの文献がある。

(17) 一国内での動きとしては、たとえば、アメリカは、一九八八年のブライス・アンダーソン法の規定に基づき(42 U. S. C. 2210 (1))「大規模原子力事故に関する大統領委員会」(Presidential Commission on Catastrophic Nuclear Accidents)を設置し、迅速かつ効果的な救済のための手続法、各種の請求権の順位づけ、晩発性疾患の扱いなどの検討を行って、一九九〇年に興味深い内容の報告書が提出されている。

(18) Explanatory Note on Joint Protocol Relating to the Application of the Vienna and Paris Conventions, prepared by the IAEA and NEA Secretariats: Annex III N. 5. 52 14/Chc/IAEA.

(19) 締約国は、ウィーン条約加盟国のうち、カメルーン、チリ、エジプト、ハンガリー、ポルトランド、パリ条約加盟国のうち、デンマーク、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデンであり、このうち、原子力施設保有国は、ハンガリー、オランダ、スウェーデンである。

(20) これについては、国連の国際法委員会において、「国際法上禁止されていない行為に起因する損害に対する

国際責任」という位置づけで一九七八年以来議論が続けられているが、いまだに成案は得られていない。白村知史「越境損害に関する国際協力義務」北大法学論集四〇巻一頁(一九八九)、小木曾本雄「国際法委員会第四一二期の審議概要」国際法外交雑誌八巻六号九〇頁(一九九〇) / Boyle, State Responsibility and International Liability for Injurious Consequences of Acts Not Prohibited by International Law, 39 I. C. L. Q. 1 (1990) / 繁田泰宏「原子力事故による越境汚染と領域主権」法学論叢一三三巻二号九七頁(一九九二)参照。IAEAにおいても、この「国際責任」をめぐっては当初から議論が分かれていた。しかし、事務局側としてはその導入に積極的であり、国際法委員会での議論を待つべきであるとの反対論を封じため、国際法委員会の特別報告者であるバルボザ (Barboza) を IAEA 第二回 W.G. 会合に招き、原子力損害の分野で具体的なルールが作成されることは国際法委員会にとっても歓迎すべきことである旨の発言を引き出している。筆者は、この W.G. 第二回会合に参加する機会を持ったが、オランダのヴァン・ゴルトム (van Gortom) 議長を中心とする事務局の積極姿勢が印象的であった。しかし、その後も多くの国の根強い反対論があり、現在のところ、その導入の可能性は薄くなっているようである。

(21) 事務局の希望としては、一九九三年後半には条約改正及び新条約採択のための外交会議を開催したいとのことである。

(22) 同法六条及び七条によれば、原子力事業者は、原子力損害の賠償に充てるべき資金として工場・事業所あたり一定額を用意しておかなければならないとされ、通常は民間の責任保険契約により措置がとられている。その額を、一定規模以上の場合、一〇〇億円から三〇〇億円へ引き上げることが適当であるとされた。

(23) これらの点はその後改正法として国会を通過した(平成元年法律二二号)。

(24) 韓国及び台湾における国際私法については、日本原子力産業会議の研究プロジェクトとして、一九九〇年二月に現地を訪問し、大学や官庁の関係者から聞き取り調査を行った。そして、その調査に基づき、一九九一年九月に

Bath (英国) で開催された国際原子力法学会における報告を行った。Dogauchi, Transfrontier Nuclear Civil Liability Without International Conventions, AIDN-INLIA, NUCLEAR INTER JURA '91, Proceedings, pp. 205-214 (1991) 参照。

(25) 日本については、たとえば、東京地(中間)判昭和五九・三・一七(下民集三五巻一〇四号一〇頁)参照。

(26) 日本については、たとえば、折茂豊・国際私法各論(新版)一八〇頁(一九七二)、山田謙一・国際私法三二五頁(一九九二)参照。もっとも、ここでは、過失責任原則が妥当するような旧来からの不法行為と無過失責任原則が妥当するような新しいタイプの不法行為とを区別し、前者については加害行為地法によるが、後者については損害発生地法によるという説明がなされている。しかし、これは余りに実体的な区別であり、むしろ、国際私法的には、加害行為地と損害発生地とが分離するような場合には後者を基準とするというべきではあるまいか。いずれにしても、通説の言う伝統的な不法行為類型は両者が一致しているわけであるから、結局は、損害発生地法によるというルールのみで統一的に処理できるように思われる。

(27) 日本の原賠法二条三項、韓国の原賠法二条三項、台湾の原賠法七条参照。

(28) パリ条約一三条、ウィーン条約一一条。

(29) 両条約とも、いくつかの細かな点については、法廷地法に委ねており(パリ条約六条(a)・(b)(ii)、八条(a)・(c)・(d)、一一条、一四条(b)など、ウィーン条約一一条(k)(ii)、二条七項、四条二項、六条一・三・四項、八条など)、この法廷地法には、国際私法も含まれるとされている(OECD/NEA, *Exposé des Motifs of the Paris Convention, as revised November 1982*, para. 60'ウィーン条約一一条(e))。

(30) もっとも、条約の作り方としては別の仕組みも考えられる。すなわち、請求権の確定は各損害発生地国で分散して裁判を行い、有限責任制度の下での分配手続は原子力施設所在地国で行うという仕組みであり、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(昭和五一年条約九号)五条、九条、一〇条、油による汚染損害の補償の

ための国際基金の設立に関する国際条約(昭和五三年条約一八号)七条、八条、さらには未発効に終わったが、原子力船の運行者の責任に関するブラッセル条約(一九六二年署名)一〇条、一一条が採用されている。